

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（概要）

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、これまで厚生労働省令で規定していた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を県条例で定める。

2 制定の概要

条例制定にあたっては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の規定をもとに、下記のとおりとする。

内 容	対 応
<ul style="list-style-type: none">■申請者の資格<ul style="list-style-type: none">・法人であること■人員基準<ul style="list-style-type: none">・介護支援専門員の員数・管理者■運営基準<ul style="list-style-type: none">・サービス提供拒否の禁止・秘密の保持・記録の整備・苦情処理体制の整備 等	国基準どおり

3 施行期日

平成27年1月1日